

十日町市がん患者補整具助成事業に関するQ & A

内容	質問/回答
対象者に ついて いて	Q1:年齢や性別に制限はありますか。
	制限はありません。
	Q2:治療に入る前にウィッグ等を購入した場合は対象となりますか。
	治療計画書等により、アピアランス(※1)に変化を生じることが見込まれることが確認できれば対象です。事前にお問合せください。
	(※1)アピアランスとは、「外見」のことをいいます。
	Q3:数年前に購入したのも対象になりますか。
	申請年度中に購入したものが助成の対象となりますので、それ以前に購入したものは対象になりません。
	Q4:がん治療に伴う外見の変化から年数が経っていて、今年度中にウィッグを購入した場合は申請できますか。
申請 につ いて	がんの治療中(通院等)でありその状態が継続していて、現にウィッグが必要である場合は対象となります。
	Q5:数年前に乳房摘出手術を受けました。今年度中に購入した乳房補整具は対象になりますか。
	過去の治療でも、現在治療に伴う外見の変化があり、アピアランスケアのために必要で購入した補整具は対象となります。申請に必要な書類を提出できる場合は、申請年度中に購入したものについて、年度内に申請してください。
	Q6:購入個数に制限はありますか。
	どの区分も数量の制限はありませんが、助成額には上限があります。対象となる補整具すべての購入費の合計に対して助成されるため、1人に対して最高で2万円となります。
	Q7:申請期限はいつですか。
	購入日の属する年度の末日です。年度を跨いだ複数の購入の場合は、申請年度の購入品のみ対象とします。前年に購入したものは申請の対象外となります。複数購入する場合は年度内での購入とすれば複数助成できます。
	Q8:商品カタログがない場合
インターネット上の商品紹介ページ等を印刷したものでも結構です。また領収書に商品がわかる型番等を店舗の方から記載してもらったものでも結構です。いずれも入手できない場合は、購入した補整具の全体がわかる写真をご提出ください。	
Q9:購入代金を分割払い中ですが、申請できますか。	
全額を支払った用具が申請対象となります。分割払い中で一部未払いがある場合は、申請	

対象外です。全額支払った後に申請してください。 ⇒申請期限があるため、基本的に申請時までには支払った分のみ対象
Q10: 領収書を紛失した場合は添付しなくてもよいですか。
原則、申請に領収書の添付は必須となりますので、領収書の再発行等の手続きを行ってください。ただし、領収書が発行されない場合は購入したものがわかる明細書やレシートなどを提出してください。
Q11: 領収書の様式は決まっていますか。
決まりはありませんが、購入日・購入店・購入者氏名・購入内容・購入金額が記載されているものとします。購入内容の内訳が記載されていない場合は、納品書や明細書などを併せてご提出ください。
Q12: 領収書はクレジットカードの売上票でよいか。
「申請者氏名（宛名）」「購入日」「購入金額」「補整具の名称」「領収書発行者の名称及び住所」が分かる書類を別途ご提出ください。
Q13: 数年前の治療のため、治療内容の分かる書類がありません。
治療内容の確認が必要となるため、申請の対象外となります。
Q14: がんの治療内容が確認できる書類とは診断書ですか。
治療が原因でアピアランスの変化が生じたことがわかる書類（診断書、治療計画書等）が必要です。申請のために、新たに診断書を取得する必要はありませんが、既に診断書がお手元にあり、記載内容から治療内容が確認できる場合は、添付書類と使うことはできます。
Q15: 助成対象者が未成年（18歳未満）ですが申請できますか。
保護者等が申請してください。
Q16: 助成対象者が亡くなった後に、家族や相続人が申請できるか。
亡くなった場合は対象外となります。ただし申請済みである場合は対象となります。
Q17: 助成金を交付された後ですが、助成金の上限額に達していなかったため、もう一度購入しました。対象になりますか。
申請は助成対象者1人につき1回限りです。助成額が上限に達していなかったとしても2回目の申請はできません。
Q18: 家族が手続きに行っても申請できますか。
申請者は補整具の使用者となりますが、ご家族等が代理で手続きすることは可能です。その場合は通常の必要書類の他に代理の方ご自身の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。
Q19: 申請方法について知りたいです。
【窓口で申請する場合】 必要書類、印鑑、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）をご持参のうえ、十日町市役所健康づくり推進課の窓口にお越しください。提出書類に

	<p>押印欄はありませんが、書き間違えた部分を訂正する際に、訂正印として必要になることがあります。</p> <p>【郵送で申請する場合】</p> <p>次の住所に必要な書類を送付してください。</p> <p>〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地</p> <p>十日町市役所健康づくり推進課 宛て</p>
	<p>Q20: 申請してから助成の決定通知が届くまでどのくらいかかりますか。また、振り込みはどのくらいかかりますか。</p>
	<p>不備なく申請されてから、交付決定通知までに2週間程度かかります。交付決定通知後から30日以内に口座へお振込みいたします。</p>
共通事項について	<p>Q21: 購入に要した交通費やネット注文の送料、振込手数料は対象となりますか。</p>
	<p>対象外です。</p>
	<p>Q22: 修理費用は対象となりますか。</p>
	<p>対象外です。</p>
	<p>Q23: 購入時にポイントやクーポン等を使った場合、販売価格が助成対象額となりますか。</p>
	<p>販売価格ではなく、ポイントやクーポン等で値引き後の実際の支払額が助成対象額となります。</p>
	<p>Q24: レンタルやリースの場合は対象となりますか。</p>
	<p>対象外です。</p>
	<p>Q25: 製作費（自分で作った材料費等）は対象となりますか。</p>
	<p>対象外です。</p>
ウィッグについて	<p>Q26: ウィッグや乳房補整具は医療用に限定されますか。</p>
	<p>医療用かどうかは問いません。アピアランスケア^(※2)のために使用するものであれば対象です。</p> <p>(※2) アピアランスケアとは、一般的には「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見（アピアランス）の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と定義されています。</p>
	<p>Q27: 毛付き帽子、医療用帽子、装着時に皮膚を保護するネット、インナーキャップは対象となりますか。</p>
	<p>対象となります。</p>
ウィッグについて	<p>Q28: ウィッグのメンテナンス用品（スタンド、ブラシ、シャンプー、クリーナー等）は対象となるか。</p>
	<p>対象外です。</p>
	<p>Q29: ウィッグ本体とセットになっているメンテナンス用品（ウィッグに同梱されているブラシやスタンド、ウィッグとシャンプーをセット商品として販売しているもの）は対象と</p>

	なるか。
	一体として販売され、分離できないものは対象とします。
	Q30: 購入当初の調整費用は対象となるか。
	納品時のウィッグのカットや補整具の調整費用は、当初購入費用の一部とみなすため対象です。購入時以外の調整費用は対象外です。
乳房補整具について	Q31: 下着とともに使用するパットは対象となりますか。
	対象となります。
	Q32: 人工乳房の内容とはどのようなものですか。
	シリコンなどの素材でできていて、専用接着剤で皮膚に直接貼り付ける等の方法で使用するものです。なお、乳房再建手術において使用するものも「人工乳房」と呼ばれますが、これについては保険適用となるため本助成金の対象外とします。
	Q33: パット用カバーは対象になりますか。
	パット用カバーのみは対象外です。ただし初期購入費用の一部の場合は対象となります。
	Q34: 胸帯は対象になりますか。
手術部を保護するために、術後一時的に使用するものは対象外です。補整下着と同等であることが確認できるもの（外見の変化に対応するため、パットを入れて下着としても使える商品など）は対象となります。	